

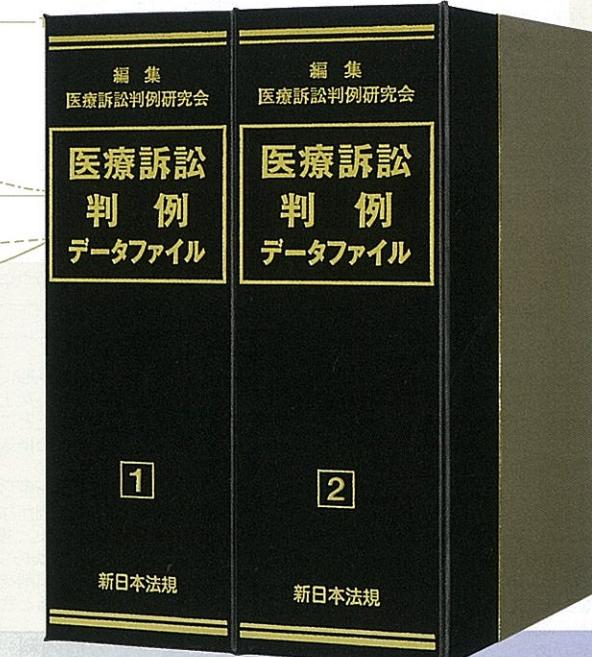
裁判例を一冊に集録！

# 医療訴訟判例 データファイル

編集 医療訴訟判例研究会

代表

西内 岳(弁護士) / 加藤 慎(弁護士) / 許 功(弁護士・医師)  
水澤 亜紀子(弁護士・医師) / 棚瀬 慎治(弁護士)



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,314頁  
定価 13,200円(本体12,000円) 送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バイナリ方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00  
(土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 判例の追加などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 変更にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本  
(B5判縮小)

第1章 循環器内科

事例 慢性肺血栓塞栓症の疑いで治療を受けていた患者が法をするために転医したところ、転医先病院で慢性の急性増悪期にあると診断され、抗凝固剤と血栓溶解を受けたことにより脳出血を発症して死亡した場合、血栓塞栓症の急性増悪期ではなく、血栓溶解剤の過失、転医先病院の過失が認められた事例

福岡高裁平成20年6月10日判決(平19(ネ)672)

分類 内科的治療 行為主体 医師  
当事者 患者 X:女性・76歳(事故時・死亡時)  
医療機関等 Y:一般病院

事案の要 Xは、閉塞性肺疾患のため低酸素血症の治療を受ける年2月ころ症状が悪化して、A病院に入院し、慢性肺で確定診断はなされないまま抗凝固剤の投与を受けた。YのB医師供書記載内容やYでの検査結果などから、Xの病態の急性増悪期にあると判断し(確定診断に必要な胸心臓カテーテル検査は設備がないため実施されず)、抗凝固剤のヘパリンとワーファリンに加えて、血栓の投与を開始した。Xには2月27日から血尿が続いたが治療の中止を訴えたが、Bは、動脈血ガス分析の62.2、酸素分圧47.2であり、トロンボテスト値が高め治療を継続し、同月3日にはウロキナーゼ6万単位を投与している患者及び高齢者については慎重投与する。)ほかに血栓溶解剤アクチバシン2,400万単位では特に脳出血の危険性が高まるので、他の治療の適用を慎重に検討するとの使用上の注意がある。同月6日脳内出血を発症し、Aに再転医したが、審判決は、Xは急性増悪期にはなかったから、並として、Yの過失を認めた上、Xの逸失利益も認められたため、Yが控訴した。

重要な点 ① Xが慢性肺血栓塞栓症の急性増悪期にあつた  
② 血栓溶解療法を実施したことによる過失があつた  
死亡との因果関係があるか(過失あり、因果)  
③ Xの逸失利益(否定)

第26章 説明義務

事例 肝障害が存在した患者にウイルス性慢性肝炎が疑われる篩が患者に対しC型肝炎ウイルス検査を受けるよう説明した際、非受検時の予後などの詳細な説明はされず患者がC型肝炎による肝臓癌で死亡した場合、医師に検査に関する説明義務違反が認められた事例

大阪地裁平成19年7月30日判決(平18(ワ)1889)

分類 検査 行為主体 医師  
当事者 患者 X:男性・48歳(事故時)、57歳(死亡時)  
医療機関等 Y:診療所

Xは平成8年にYの診査を受け、その際の検査結果が現すものであり、アルコール性肝炎の可能性及びウイルス性肝炎が存在した。そこで、医師はXに対し、C型肝炎のウイルス性慢性肝炎が疑われる篩が患者に対しC型肝炎ウイルス検査を受けるよう説明した際、非受検時の予後などの詳細な説明はされず患者がC型肝炎による肝臓癌で死亡した場合、医師に検査に関する説明義務違反が認められた事例

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本部 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.6) 596-1(9)



この印刷物は環境にやさしい  
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

# 掲載内容

○各章には多数の事例を収録しておりますが、カタログではスペースの都合上省略しております。

## 事例インデックス

### 第1章 循環器内科

#### 事例

○心不全の疑いで入院した患者の精神状態が不安定となり不穏行動が認められたため、精神状態を落ちかせる目的でいたん退院させたところ、退院の翌日に心筋梗塞の発作を起こして死亡した場合において、医師に過失はないとした事例

○心筋梗塞で入院中の患者が心筋梗塞の再発で死亡した場合において、転医勧告、再発予防、診断治療等について過失はなく、診療契約上の不誠実な行為もないとされた事例

○心筋梗塞で入院中の患者が心筋梗塞の再発で死亡した場合において、転医勧告、再発予防、診断治療等について過失はなく、診療契約上の不誠実な行為もないとされた事例

○心筋梗塞で入院中の患者が心筋梗塞の再発で死亡した場合において、転医勧告、再発予防、診断治療等について過失はなく、診療契約上の不誠実な行為もないとされた事例

○心筋梗塞で入院中の患者が心筋梗塞の再発で死亡した場合において、転医勧告、再発予防、診断治療等について過失はなく、診療契約上の不誠実な行為もないとされた事例

○拡張型心筋症の患者が心筋カテーテル検査を受けた際に脳塞栓による脳梗塞を発症した場合について、同検査と脳梗塞との間の因果関係が否定され、説明義務も尽くしたとされた事例

○不安定狭心症に罹患し胸痛を訴えて受診した患者に対し、十分な問診を全くさすに間隔神経痛の疑いと診断し、鎮痛剤を投棄して帰宅させたところ、患者が翌朝心筋梗塞による心臓血栓症で死亡した場合において、医師の診断と処置に過失があるとされた事例

○通院患者が不安定狭心症又は切迫性心筋梗塞の発作を起こして1級の後遺障害となり死亡した場合において、発作約2時間前に診察した循環器専門病院の医師に狭心症発作を予見することが可能であり、ニトログリセリンなどの積極的薬物治療を行わなかった過失があるとされた事例

○客観的根拠に基づき判断した入院患者の死因を遺族に説明した場合において、遺族がその説明に納得しなかったとしてもさらに解剖等の提案等をしてまでの死因解明・説明義務はないとした事例

○心筋炎の発見が遅れ、うっ血性心不全、肺水腫、腎不全により死亡したことについて、初診時に胸部レントゲン検査の検討を怠り、病因解明を懈怠した等の病院の不法行為責任が認められた事例

○糖尿病の合併症のある患者が経皮的冠動脈形成手術(PTCA)を受けた直後に冠動脈の閉塞を来し、低酸素脳症となり死亡した場合において、術式選択の過失と速やかに経皮的心肺補助装置(PCPS)を装着すべき過失があったとされた事例

○冠動脈狭窄のため再度PTCA(経皮管的冠動脈形成術)を実施したところ、患者が冠動脈破裂による急性心筋梗塞により死亡した場合に、PTCAの適応があったとされ、かつ、説明義務違反もなかったとされた事例

○全身倦怠、腹痛、吐き気を訴えて受診した高校1年生男子の症状を急性胃炎と診断したが実際に若年性糖尿病であったことから患者が死亡するに至った事例

○開業医には悪性リンパ腫の診断をつけるまでの医療水準が要求されないと判断した事例

○遺伝性疾患である血友病患者の家系に病型の異なる血友病患者がいたことに留意せず、前医の治療方針を継続した医師の過失を認めた事例

○抗結核剤の投与を受けていた患者が失明した場合において、抗結核剤の投与と視力障害との因果関係を否定した鑑定が排斥されて因果関係が肯定されるとともに、投与した医師の過失が認められたが、衡平の原則により逸失利益は4割とされた事例

○重篤な喘息発作を起こし、重症の呼吸不全状態となった入院中の患者が転医先病院で呼吸不全で死亡した場合に、転医措置の遅れがあったとされた事例

て転医義務違反が認められ、転医措置の遅れと死亡との間に因果関係が認められた事例など

### 第3章 消化器内科

#### 事例

○高度の貧血、脱水、全身衰弱状態のもとで中心静脈栄養法を実施する際の鎖骨下静脈穿刺による血胸及び精神的ストレスによって患者がショック死した事案につき、医師にショック状態に陥らせた過失とショック状態が生じたときにとるべき適切な処置を怠った過失があるとされた事例

○肝細胞癌治療のため肝動脈塞栓法及び肝動脈内抗癌剤注入法併用を受けた患者が出血性胃潰瘍に伴う大量出血により死亡したことにつき担当医師に同手術に当たり薬剤の注入位置を誤った過失があるとし、生存可能年数を4年として請求を一部認めた事例

○急性虫垂炎に起因する腹膜炎ショックにより患者が死亡した事故について、何らかのグラム陽性菌のエキソキシンショックを起こしたものとされ、必要な諸検査の実施を怠り、急性虫垂炎の確定診断に至らず、病变を進行させた大学病院の診療契約上の過失が認められた事例

○心室中隔欠損を伴う大血管転位症兼肺動脈弁下狭窄症の患者が治療のため右心室流出路拡大の手術を受けたが、術翌日心停止し、これによる脳損傷により体幹機能障害の後遺障害を負ったことについて、診療上の過失はないとした事例

○小脳出血等により入院中の患者に脳梗塞が発症し、その後腎不全により死亡したことにつき、担当医師に適切な体位変換を実施しなかった過失があるとした上、脳梗塞と死亡との因果関係を認め損害賠償が肯定された事例

○急性胃腸炎のため入院した患者が点滴のため左前腕部に注射針を刺入された結果、左手背部等に疼痛が生じたのは、右手関節部神経を損傷し、RSD(反射性交感神経異常症)に罹患したためであるとして、注射をした担当看護婦に過失があるとされた事例

○医師が肝硬変の患者につき肝細胞癌を早期に発見するための検査を実施しなかった場合において、医師が注意義務を全くして診療行為を行っていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していたであろうとの蓋然性が証明されれば、医師の上記不作為と患者の死亡との因果関係は認められるとして、因果関係を否定した原審の判断に違法があるとされた事例

○心筋炎の発見が遅れ、うっ血性心不全、肺水腫、腎不全により死亡したことについて、初診時に胸部レントゲン検査の検討を怠り、病因解明を懈怠した等の病院の不法行為責任が認められた事例

○糖尿病の合併症のある患者が経皮的冠動脈形成手術(PTCA)を受けた直後に冠動脈の閉塞を来し、低酸素脳症となり死亡した場合において、術式選択の過失と速やかに経皮的心肺補助装置(PCPS)を装着すべき過失があったとされた事例

○冠動脈狭窄のため再度PTCA(経皮管的冠動脈形成術)を実施したところ、患者が冠動脈破裂による急性心筋梗塞により死亡した場合に、PTCAの適応があったとされ、かつ、説明義務違反もなかったとされた事例

○全身倦怠、腹痛、吐き気を訴えて受診した高校1年生男子の症状を急性胃炎と診断したが実際に若年性糖尿病であったことから患者が死亡するに至った事例

○開業医には悪性リンパ腫の診断をつけるまでの医療水準が要求されないと判断した事例

○遺伝性疾患である血友病患者の家系に病型の異なる血友病患者がいたことに留意せず、前医の治療方針を継続した医師の過失を認めた事例

○抗結核剤の投与を受けていた患者が失明した場合において、抗結核剤の投与と視力障害との因果関係を否定した鑑定が排斥されて因果関係が肯定されるとともに、投与した医師の過失が認められたが、衡平の原則により逸失利益は4割とされた事例

○重篤な喘息発作を起こし、重症の呼吸不全状態となった入院中の患者が転医先病院で呼吸不全で死亡した場合に、転医措置の遅れがあったとされた事例

### 第6章 小児科・新生児科

#### 事例

○風邪の症状がある体重16kgの4歳児に対して心房中隔欠損孔縫合閉鎖術を実施したところ、心筋疾患で死亡した場合において、患者の年齢、体重、体調等から手術時期の選択に過失はないとした事例

○重症のファロー四徴症の治療のために心内修復術を受けた2歳4か月の患者が手術後死亡した場合について、説明義務違反、手術適応判断等の過失がないとされた事例

○生後6ヶ月の乳児に対する術後の看護態度に過失はなく、乳児の呼吸停止の原因がうつ伏せ寝による気道閉塞ではなく乳幼児突然死症候群(SIDS)の不全型(ALTE)であると判断された事例

○昭和49年12月に出生した未熟児が未熟児網膜症に罹患した場合において、当時の医療水準を前提とした注意義務違反があるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

○生後6ヶ月の乳児が硬膜外出血のために後遺症が残った場合において、緊急開頭手術をする可能性が高い救急患者であること告知しなかった過失があるとされた事例

など

### 第7章 心臓・血管外科

#### 事例

○心室中隔欠損を伴う大血管転位症兼肺動脈弁下狭窄症の患者が治療のため右心室流出路拡大の手術を受けたが、術翌日心停止し、これによる脳損傷により体幹機能障害の後遺障害を負ったことについて、診療上の過失はないとした事例

○心室中隔欠損の治療のため右心室流出路拡大の手術を受けたが、術後20日に、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)感染症による敗血症により死亡したことについて、手術室の消毒体制、処置に過失はないとした事例

○急性虫垂炎に起因する腹膜炎ショックにより患者が死亡した事故について、何らかのグラム陽性菌のエキソキシンショックを起こしたものとされ、必要な諸検査の実施を怠り、急性虫垂炎の確定診断に至らず、病变を進行させた大学病院の診療契約上の過失が認められた事例

○小脳出血等により入院中の患者に脳梗塞が発症し、その後腎不全により死亡したことにつき、担当医師に適切な体位変換を実施しなかった過失があるとした上、脳梗塞と死亡との因果関係を認め損害賠償が肯定された事例

○急性胃腸炎のため入院した患者が点滴のため左前腕部に注射針を刺入された結果、左手背部等に疼痛が生じたのは、右手関節部神経を損傷し、RSD(反射性交感神経異常症)に罹患したためであるとして、注射をした担当看護婦に過失があるとされた事例

○医師が肝硬変の患者につき肝細胞癌を早期に発見するための検査を実施しなかった場合において、医師が注意義務を全くして診療行為を行っていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していたであろうとの蓋然性が証明されれば、医師の上記不作為と患者の死亡との因果関係は認められるとして、因果関係を否定した原審の判断に違法があるとされた事例

○心筋炎の発見が遅れ、うっ血性心不全、肺水腫、腎不全により死亡したことについて、初診時に胸部レントゲン検査の検討を怠り、病因解明を懈怠した等の病院の不法行為責任が認められた事例

○糖尿病の合併症のある患者が経皮的冠動脈形成手術(PTCA)を受けた直後に冠動脈の閉塞を来し、低酸素脳症となり死亡した場合において、術式選択の過失と速やかに経皮的心肺補助装置(PCPS)を装着すべき過失があったとされた事例

○冠動脈狭窄のため再度PTCA(経皮管的冠動脈形成術)を実施したところ、患者が冠動脈破裂による急性心筋梗塞により死亡した場合に、PTCAの適応があったとされ、かつ、説明義務違反もなかったとされた事例

○全身倦怠、腹痛、吐き気を訴えて受診した高校1年生男子の症状を急性胃炎と診断したが実際に若年性糖尿病であったことから患者が死亡するに至った事例

○開業医には悪性リンパ腫の診断をつけるまでの医療水準が要求されないと判断した事例

○遺伝性疾患である血友病患者の家系に病型の異なる血友病患者がいたことに留意せず、前医の治療方針を継続した医師の過失を認めた事例

○抗結核剤の投与を受けていた患者が失明した場合において、抗結核剤の投与と視力障害との因果関係を否定した鑑定が排斥されて因果関係が肯定されるとともに、投与した医師の過失が認められたが、衡平の原則により逸失利益は4割とされた事例

### 第8章 呼吸器外科

#### 事例

○グッドバースチャーチ症候群の疑いで入院中に、経気管支肺生検を実施した際、気管支粘膜上皮付近に突出していた動脈を、正体不明の隆起性小病変として採取したところ、大量に出血し、その後、心不全により死亡した事例

○結核後気管狭窄が認められたため、気管切開後、切開部からTチューブを挿入して気管を拡張しようとした際に気管内に出血が生じて呼吸困難となり、人工呼吸器による呼吸管理が行われたが、死亡した事案について、担当医師の手技に過失はないとした事例

など

### 第9章 消化器外科

#### 事例

○胆囊癌患者が術後縫合不全による腹膜炎を発症し大量出血で死亡したことについて過失がないとされた事例

○食道静脉瘤に対する塞栓術中に呼吸停止にて死亡に至った事案について手術適応の判断の前提に過失を肯定したとされた事例

○S状結腸癌切除術後の縫合不全の発生への対応に過失があったとされた事例

○鑑別のための検査が不十分であるにもかかわらず良性腫瘍を末期癌と誤診して患者に癌の告知したことに基づく損害について賠償請求が認められた事例

など

### 第10章 その他外科

#### 事例

○初診から約8か月後に至ってはじめて実施された注湯バリウム検査によって発見されたS状結腸癌等により患者が死亡した場合において、開業医に診療契約違反ないし注意義務違反がないとした事例

○再発乳癌の発見が遅れたことにつき医師の過失を認め、患者の死亡との間の因果関係を否定しつも、延命利益の喪失との間の因果関係を認め、慰謝料の支払が命じられた事例

○乳房腫瘍切開排膿手術を受けた患者について、動脈血液ガス分析結果が強い代謝性アシードーシスの状態を示していたにもかかわらず、退院を許可したところ、同時に自宅で就寝中死亡するに至った事案について、医師の過失及び因果関係が認められた事例

など

### 第11章 脳神経外科

#### 事例

○座位による小脳血管芽腫摘出手術中に発生した空気塞栓によって患者が死亡した事案につき、手術に際して医師が適切なモニター装置を設置しなかったこと及び適切な手術措置をしなかつたことによる過失が認められた事例

○脳出血で入院中の患者が、病院3階の病室窓から地上に転落して死亡した事案について、医師及び看護婦の責任が否定された事例

○退院時の投薬(処方)に際し、医師に、抗けいん薬等の副作用(中毒性表皮融解壊死症(TEN))についての情報提供義務違反(療養指導義務違反)が認められた事例

など

### 第15章 眼科

#### 事例

○眼科手術中の患者死亡に関して執刀医に過失はないとした事例

○近視矯正のための放射状角膜切開術(RK手術)による手術効果がなく後遺症が生じた場合において、医師に視力障害等の危険性があることを説明すべき注意義務(事前告知義務)違反があるとされた事例

など

### 第16章 耳鼻咽喉科

#### 事例

○化学療法施行後の舌癌の再発に対して、その発見が遅れたこと、及び手術による根治療法を行わず、再び化学療法を採用したことは過失であるとした上で、適切な時期に手術を実施した場合に予測される後遺障害と現実の後遺障害とを比較して逸失利益を算定しつつ、患者が治療を中断したことについて過失相殺を否定した事例

○先天性嚢胞による気道閉塞患者について、専門医への転送義務違反等が認められた事例

など

### 第17章 歯科

#### 事例

○4歳の小児に対して抜歯治療を行ったところ、抜歯した歯が口腔内に落下して気道閉塞を来して死亡した場合において、歯科医師に異物摘出方法について過失があるとされた事例

○固定性ブリッジ補綴治療から約2年が経過した後に、ブリッジの離脱を繰り返すようになつた場合に、ブリッジの離脱を繰り返すようになつた場合に、ブリッジ補綴治療における支台歯築造に不完全履行があつたとして損害賠償責任を認められた事例

など

### 第18章 麻酔科

#### 事例

○4歳の小児に対して抜歯治療を行つたところ、抜歯した歯が口腔内に落下して気道閉塞を来して死亡した場合において、歯科医師に異物摘出方法について過失があるとされた事例

○固定性ブリッジ補綴治療から約2年が経過した後に、ブリッジの離脱を繰り返すようになつた場合に、ブリッジの離脱を繰り返すようになつた場合に、ブリッジ補綴治療における支台歯築造に不完全履行があつたとして損害賠償責任を認められた事例

など

### 第19章 美容整形

#### 事例

○慢性気管支拡張症で通院中だった患者に対して行つた胆囊摘出手術中に低酸素血症が発症して術後に死亡した場合について、麻酔担当医の過失を認められた事例

○頸椎症性脊髄症の手術後に脊髄損傷の症状が現れた場合に、術後に急激かつ重大な症状悪化が生じており手術に何らの過誤もないといつ